



鳥労発基 0327 第 19 号  
令和 6 年 3 月 27 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係る  
ガイドラインの改正について

日ごろから労働行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

山岳トンネル工事においては、地山を掘削してトンネルを築造するため、掘削面から岩石が落下して労働者に激突する肌落ち災害が見受けられることから、平成 28 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 1 号により「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」(最終改正平成 30 年 1 月 18 日)が策定され、これによる肌落ち災害の防止対策を推進してきました。

今般、肌落ち災害の発生状況を踏まえ、当該ガイドラインが改正された旨、令和 6 年 3 月 26 日付け基発 0326 第 1 号(以下、「本省通達」といいます。)により、厚生労働省労働基準局長から通達がありました。

つきましては、本省通達や改正されたガイドラインを当局ホームページ([https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage\\_01989.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01989.html))に掲載しましたので、内容を了知され、傘下会員等関係事業者への周知及び本ガイドラインに基づく肌落ち災害防止対策の定着にご協力をお願い申し上げます。

○当局ホームページ掲載場所

